

●退職して普通徴収へ…本人が未徴収分を直接納付する場合

処理の流れ： 事業所(異動届の上欄を記入) $\xrightarrow{\text{送付}}$ 読谷村役場税務課

年税額
153,800円

月割額	
6月	13,000
7月	12,800
8月	12,800
9月	12,800
10月	12,800
11月	12,800
12月	12,800
1月	12,800
2月	12,800
3月	12,800
4月	12,800
5月	12,800

株式会社よみたんの
徴収済分

納税者本人へ役場から納
税通知書を発送します

給与支払報告にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和〇年〇月〇日	給(特別徴収義務者)と支(特別徴収義務者)の氏名 読谷村長 殿	住所(居所)又は所在地 読谷村字座喜味〇〇〇番地	〒 904 - 0301	※CD 処理日 ※理由 現年度 新年度 両年度	特別徴収義務者指定番号 12345678
フリガナ ヨミタン タロウ	フリガナ ヨミタン 株式会社 よみたん	フリガナ ヨミタン	個人番号又は法人番号 1357902468135	連絡者 係 氏名 TEL	係 人事係 氏名 米須 TEL (098) 958-1234 (内線)
氏名 読谷 太郎	生年月日 500年0月0日	特別徴収税額(年税額) 153,800	徴収済税額 6月分 10月分まで	異動年月日 令和〇年〇月〇日	異動の事由 1. 退職
受給者番号 個人番号 098765432109	1月1日現在の住所 同下	未徴収税額(ア)-(イ) 89,600円	異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	Cを〇で開んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を〇で開んでください。	
現住所 読谷村字瀬名波〇〇〇番地	給与支払を受けなくなった後の住所	円 64,200	円 89,600		

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※読谷村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分まで納入する (月 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)
月割額 円を 月分まで徴収し納入する。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
1,897,200 円	0 円
社会保険料額	勤続年数
178,000 円	5年4ヵ月

1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()
- ご注意
1. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
2. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
3. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

A特別徴収継続で受給者番号が必要な場合は下記に記入してください。
新受給者番号